

# 不利益処分に係る処分基準

平成22年 8月31日 作成

許 認 可 の 種 類	勧告に係る措置を取るべきことへの命令
法 令 名	計 量 法
根 拠 条 項	第15条第3項
法 令 の 定 め	計量法 第15条第1項(勧告等)及び同条同項から導かれる次の条項 第12条第1項・第2項(特定商品の計量):対象 第13条第1項・第2項(密封をした特定商品に係る特定物象量の表記):対象 政令第249号(平成5年7月9日) 「特定商品の販売に係る計量に関する政令」 第1条(特定商品),第2条(特定物象量),第3条(量目公差),第4条(容器に特定物象量を表記すべき特定商品),第5条(密封をしたときに特定物象量を表記すべき特定商品) 通商産業省令第37号(平成5年7月9日) 「特定商品の販売に係る計量に関する省令」
処 分 基 準	法令の規定に基づくほか、「函館市立入検査実施要領」に準拠する。
問 い 合 せ 先	函館市経済部商業振興課 計量検査所 (電話 27 - 2555)
備 考	